



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

- *71 和歌山県地球温暖化対策条例施行規則
(環境生活総務課)
- *72 和歌山県和歌川河川公園管理規則の一部を改正する規則
(河川課)
- 選挙管理委員会告示
- *99 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正

規 則

和歌山県規則第71号

和歌山県地球温暖化対策条例施行規則を次のように定める。

平成19年7月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県地球温暖化対策条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県地球温暖化対策条例(平成19年和歌山県条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例によるもののほか、次項に定めるところによる。

2 この規則において「年度」とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。

(再生可能エネルギー)

第3条 条例第2条第6号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 太陽熱
- (2) 風力
- (3) バイオマス
- (4) 水力
- (5) 地熱
- (6) 波力
- (7) その他原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を熱源とする熱以外のエネルギー源であって知事が別に定めるもの

(環境マネジメントシステム)

第4条 条例第8条第2号の規則で定める環境マネジメントシステムは、次に掲げるものとする。

- (1) ISO14001
- (2) エコアクション21
- (3) その他知事が適当と認めるもの
(地球温暖化対策推進計画)

第5条 条例第9条第4項の規則で定める公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 県庁における閲覧
- (2) インターネットの利用による閲覧
- (3) その他知事が適当と認める方法
(特定事業者)

第6条 条例第12条第1項の規則で定める特定事業者は、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。)第7条第1項の規定により指定された工場(同法第3条第1項に規定する工場をいう。以下同じ。)を県内に有する者とする。

(排出抑制計画書等)

第7条 条例第12条第1項に規定する排出抑制計画は、排出抑制計画書(別記第1号様式)により定め、毎年度、6月末日までに提出するものとする。

2 条例第12条第4項の規定による排出抑制計画の達成状況等の報告は、排出抑制計画等報告書(別記第2号様式)により、措置等を実施した年度の翌年度の6月末日までに行うものとする。

(特定事業者に準ずる事業者)

第8条 条例第12条第5項の規則で定める特定事業者に準ずる事業者は、省エネ法第17条第1項の規定により指定された工場を県内に有する者とする。

(排出状況報告書)

第9条 条例第12条第5項の規定による排出状況等の報告は、排出状況報告書(別記第3号様式)により、毎年度分について、翌年度の6月末日までに行うものとする。

(目標を達成するための補完的手段)

第10条 条例第13条の規則で定める地球温暖化対策は、次に掲げるものとする。

- (1) 森林の保全及び整備(和歌山県森林による二酸化炭素の吸収等環境保全活動認証事業に基づく認証を受けたものに限る。)
- (2) 再生可能エネルギーの利用(他に供給するものに限る。)
- (3) グリーン電力の購入(グリーン電力認証機構の認証を受けたものに限る。)
- (4) その他知事が別に定めるもの

(アイドリング・ストップの特例)

第11条 条例第16条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第7条の規定により信号機の表示する信号等に従って自動車を停車する場合その他同法の規定に基づき自動車を停車する場合
- (2) 交通の混雑その他の交通の状況により自動車を停車する場合
- (3) 人の乗降のために自動車を停車する場合
- (4) 自動車の原動機を貨物の冷蔵等に用いる装置その他の附属装置(自動車の運転者室及び客室の冷房又は暖房を行うための装置を除く。)の動力として使用する場合
- (5) 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項各号に規定する自動車が当該緊急用務に使用されている場合
- (6) その他やむを得ないと認められる場合
(駐車場の規模)

第12条 条例第16条第2項の規則で定める駐車場は、自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上のものとする。

(アイドリング・ストップの周知方法)

第13条 条例第16条第2項及び第3項の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 看板の設置
- (2) ポスター等の掲示
- (3) その他知事が別に定めるもの
(新車に係る温室効果ガスの排出の量その他の事項)

第14条 条例第17条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 温室効果ガスの排出の量
- (2) 燃料消費率
- (3) エアコンディショナー(エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第48条第6号に規定するものをいう。)の冷媒の種類及びその使用量
- (4) リサイクルに関する情報
- (5) その他知事が別に定めるもの
(特定電気機器等)

第15条 条例第19条第1項の規則で定める特定電気機器等は、次に掲げるものとする。

- (1) エアコンディショナー(エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。)第21条第2号に規定するエアコンディショナーをいう。)
- (2) 蛍光ランプのみを主光源とする照明(省エネ法施行令第21条第3号に規定する蛍光ランプのみを主電源とする照明をいう。)

(3) テレビジョン受信機(省エネ法施行令第21条第4号に規定するテレビジョン受信機をいう。)

- (4) 電気冷蔵庫(省エネ法施行令第21条第10号に規定する電気冷蔵庫をいう。)
- (5) その他知事が別に定めるもの
(エネルギー消費効率)

第16条 条例第19条第1項に規定する方法により算定した数値は、省エネ法第80条第1号の経済産業省令に定める方法により算定した数値とする。

(公表)

第17条 条例第31条第1項に規定する勧告に係る公表は、次に掲げる事項を和歌山県報に登載して行うものとする。

- (1) 公表に係る者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 勧告の内容
- (3) 勧告に従わなかったこと。
(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の属する年度における第7条第1項の規定の適用については、同項中「毎年度、6月末日」とあるのは「平成19年10月末日」とする。

1 計画期間

年度 ~ 年度

2 基本方針

3 計画目標

基準年度 (実績) () 年度	(1)	kl	/
目標年度 (計画) () 年度	(2)	kl	
差引排出量	(1) - (2)	kl	(削減率 %)

4 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

工 程	計 画 内 容	エ ネ ル ギ ー 使 用 合 理 化 期 待 効 果

5 補完的手段

対策等の区分	取組量等	目標年度 (計画) () 年度
森林の保全及び整備	(二酸化炭素吸収量) t	kl (二酸化炭素吸収量 t × 0.379)
再生可能エネルギーの利用	(売電量) kwh	kl
	(熱供給量) GJ	kl
グリーン電力の購入	(購入量) kwh	kl
その他		kl

6 前年度計画書との比較

工 程	追加された計画	理 由
工 程	削除された計画	理 由

7 その他計画に関連する事項

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる活字等により明確に記入すること。
- 3 1の項の「計画期間」の欄については、排出抑制計画を定める日の属する年度から概ね 3 ~ 5 か年度を対象とすること。
- 4 2の項には、工場単位で記入することが困難な場合には、必要に応じて、複数の工場に関連する基本方針等を記入することができる。また、この欄のみでは記入が困難な場合には、関係資料を添付すること。
- 5 3の項の「(1)」、「(2)」及び「(1) - (2)」の欄について、エネルギーの使用の量を原油の数量に換算した「kl」による記入が困難な場合には、必要に応じて、他の単位を用いて記入することができる。
- 6 4の項の「計画内容」の欄については、設備、システム、技術の名称及び台数等を工程単位で記入すること。ただし、計画内容を工程単位で記入することが困難な場合には、「工程」の欄に主要な設備名を記入し、設備単位の計画を記入すること。
- 7 4の項の「エネルギー使用合理化期待効果」の欄には、当該計画内容の実施により期待されるエネルギーの使用の合理化効果を原油の数量に換算して「kl」により記入すること。
- 8 6の項には、4の項について前年度と比較して記入すること。なお、該当する工程が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 9 7の項には、4の項の欄に記入した計画に関連する上位の計画（複数の工場に関連するプロジェクト、特定事業者の全体計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該工場の位置付け等について記入すること。また、この欄のみでは記入が困難な場合には、関係資料を添付すること。

エネルギーの使用量及び販売副生エネルギー等の量

エネルギーの種類	単位	() 年度						
		使用量		販売副生エネルギー等の量				
				販売された量		自らの生産に 寄与しない量		
数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ			
原油 (コンデンセートを除く。)	k l							
原油のうちコンデンセート (NGL)	k l							
揮発油	k l							
ナフサ	k l							
灯油	k l							
軽油	k l							
A 重油	k l							
B・C 重油	k l							
石油アスファルト	t							
石油コークス	t							
燃 料	石油ガス	液化石油ガス (LPG)	t					
		石油系炭化水素ガス	千m ³					
及	可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	t					
		その他可燃性天然ガス	千m ³					
び	石炭	原料炭	t					
		一般炭	t					
		無煙炭	t					
熱	石炭コークス	t						
	コールタール	t						
	コークス炉ガス	千m ³						
	高炉ガス	千m ³						
	転炉ガス	千m ³						
	そ の 他 の 燃 料 ()	都市ガス	千m ³					
		産業用蒸気	GJ					
		産業用以外の蒸気	GJ					
		温水	GJ					
	冷水	GJ						
	小計	GJ						
電 気	一般電気事業者	昼間買電	千kWh					
		夜間買電	千kWh					
	その他	上記以外の買電	千kWh					
		自家発電	千kWh					
小計	千kWh/ GJ							
合 計GJ								
原油換算kl			①		②		③	
対前年度比 (%)								

※生石灰、ソーダ石灰ガラス、鉄鋼の製造過程で石灰石やドロマイトを使用する場合、下記も記載してください。

原料種類	単位	原料消費量
石灰石	t/年	
ドロマイト	t/年	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる活字等により明確に記入すること。
- 3 「工場の製造品出荷額等」の欄には、工場単位での当該年度の製造品出荷額等を記入すること。ただし、金額での表示が困難な場合には、必要に応じて、他の単位を用いて記入することができる。また、工場単位で記入することが困難な場合には、複数の工場の製造品出荷額等を合算して記入することができる。
- 4 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第17条に基づく様式第9の第2表から第9表までを添付すること。

エネルギーの使用量及び販売副生エネルギー等の量

エネルギーの種類	単位	() 年度						
		使用量		販売副生エネルギー等の量				
				販売された量		自らの生産に 寄与しない量		
数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ			
原油 (コンデンセートを除く。)	k l							
原油のうちコンデンセート (NGL)	k l							
揮発油	k l							
ナフサ	k l							
灯油	k l							
軽油	k l							
A 重油	k l							
B・C 重油	k l							
石油アスファルト	t							
石油コークス	t							
燃 料	石油ガス	液化石油ガス (LPG)	t					
		石油系炭化 水素ガス	千m ³					
及	可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	t					
		その他可燃性 天然ガス	千m ³					
び	石炭	原料炭	t					
		一般炭	t					
		無煙炭	t					
熱	石炭コークス		t					
	コールタール		t					
	コークス炉ガス		千m ³					
	高炉ガス		千m ³					
	転炉ガス		千m ³					
	そ の 他 の 燃 料	都市ガス		千m ³				
		()						
	産業用蒸気		GJ					
	産業用以外の蒸気		GJ					
	温水		GJ					
冷水		GJ						
小計		GJ						
電 気	一般電気事業者	昼間買電	千kWh					
		夜間買電	千kWh					
	その他	上記以外の買電	千kWh					
		自家発電	千kWh					
小計		千kWh/ GJ						
合 計GJ								
原油換算kl				①		②	③	
対前年度比 (%)								

※生石灰、ソーダ石灰ガラス、鉄鋼の製造過程で石灰石やドロマイトを使用する場合、下記も記載してください。

原料種類	単位	原料消費量
石灰石	t / 年	
ドロマイト	t / 年	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる活字等により明確に記入すること。
- 3 「工場の製造品出荷額等」の欄には、工場単位での当該年度の製造品出荷額等を記入すること。ただし、金額での表示が困難な場合には、必要に応じて、他の単位を用いて記入すること。また、工場単位で記入することが困難な場合には、複数の工場の製造品出荷額等を合算して記入すること。
- 4 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第17条に基づく様式第9の第2表から第9表までを添付すること。

和歌山県規則第72号

和歌山県和歌川河川公園管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県和歌川河川公園管理規則の一部を改正する規則

和歌山県和歌川河川公園管理規則（平成16年和歌山県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条」を「第20条」に改める。

第3条から第8条までを次のように改める。

（利用の拒否等）

第3条 条例第9条に規定する指定管理者（和歌川河川公園の管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、知事。以下この条、次条、第5条、第6条及び第8条第1項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を拒否し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 善良な風俗を乱すと認められる者又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をする者
- (2) 正当な理由がなく、鉄砲、刀剣の類又は爆発物その他の危険物を所持している者
- (3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者
- (4) 指定管理者の指示に従わない者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、和歌川河川公園の管理上支障があると認められる者

（和歌川河川公園の損傷等の届出等）

第4条 和歌川河川公園を利用する者（以下「利用者」という。）は、和歌川河川公園の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

（損害賠償義務）

第5条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により和歌川河川公園の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（遵守事項）

第6条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 和歌川河川公園に特別の設備を付加し、又は和歌川河川公園の設備に変更を加えないこと。
- (2) 壁、柱等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者の指示する事項

（利用権の譲渡の禁止）

第7条 条例第7条第1項に規定する有料施設（以下「有料施設」という。）を利用する者（以下「有料施設利用者」という。）は、有料施設を利用する権利を他人に譲渡してはならない。

（原状回復）

第8条 有料施設利用者は、有料施設の利用を終了したとき、又は条例第17条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

第9条中「別に」を「知事又は知事の承認を得て指定管理者が別に」に改め、同条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

（指定の申請）

第9条 条例第12条の申請書の様式は、和歌川河川公園指定管理者指定申請書（別記第3号様式）によるものとする。

2 条例第12条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 和歌川河川公園の運営管理に関する収支予算書
- (2) 定款若しくは寄付行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (3) 財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに準ずる書類
- (4) 団体の事業計画書及び収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- (6) 団体の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（事業報告書の作成及び提出）

第10条 指定管理者は毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、当該取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日の前日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 和歌川河川公園の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 和歌川河川公園の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による和歌川

河川公園の管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項
別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式(第9条関係)

和歌川河川公園指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例第12条の規定により、和歌山県和歌川河川公園の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

別記第4号様式を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成19年和歌山県条例第62号)附則第2項の規定により行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、この規則による改正後の第9条の規定の例による。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第99号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

平成19年7月20日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本 恒 男

第1項の表中「和歌山市友田町二丁目32番地」を「和歌山市新生町5番37号」に改める。